

資料 1

◆検討結果

1. 学校区の見直し

- 住宅地開発に伴う児童数増加による常滑東小学校のマンモス校化と、少子化に伴う児童数減少による常滑西小学校の小規模校化という両校の規模の不均衡を是正することは必要である。
特に常滑東小学校のマンモス校化は、児童の学習・生活環境にとって好ましいものではなく、早急に解決しなければならない問題である。
- 常滑東小学校の児童数の増加への対応は、校舎の増築という方法も考えられるが、この方法では常滑東小学校のマンモス校化を助長することになり、得策ではないと考える。
- 常滑東小学校のマンモス校化を回避し、両校の不均衡を是正する方法として、学校区の見直しは、行わざるを得ない。
- 学校区の見直しは、現在の常滑東小学校区の児童に常滑西小学校へ転入学していただく必要がある。
- “常滑東小学校のマンモス校化の回避と常滑西小学校の適正規模の維持” 及び “行政区と学校区をできる限り同じにすることが望ましい” との二つの基本方針のもとで、具体的にどのように学校区を見直したらよいかについて、次のいくつかの案を検討した。

第1案 常滑東小学校区内の奥条区と山方区を同時に常滑西小学校区に変更する。

第2案 国道 247 号の東側を常滑東小学校区し、西側を常滑西小学校区とする。ただし、常滑東小学校、常滑西小学校ともに瀬木区内にあるため、国道 247 号の西側の千代ヶ丘、瀬木町は常滑東小学校区であることを変えない。

第3案 飛香台地区を二分割し、西地区（飛香台 1・2・3・7・8 丁目）を常滑西小学校区に、東地区（飛香台 4・5・6 丁目）を常滑東小学校区にする。

第4案 第1案の奥条区と山方区を常滑西小学校区に変更するとともに、常滑東小学校区である北条区のうち国道 247 号より西側の錦町、原松町、陶郷町、千代ヶ丘を常滑西小学校区に変更する。

資料1

第5案 第4案の奥条区、山方区、北条区の国道247号より西側に加えて、北条区の国道247号より東側の小森、萱苅口、脇田口、長間、斧口、広内、仲井を常滑西小学校区に変更する。

○ 平成31年度以降の飛香台児童の増加傾向が明らかではないが、現時点で、計画世帯数の約50%であることを考えると今後も増加することが見込まれる。

何度も学校区を見直すことは好ましいことではないので、平成30年度において両校の児童数・学級数の差が小さくなる**第5案**が良いと考えられる。

○ 実施時期としては、早急の対応が必要なので、平成26年度から実施できるように準備をする必要がある。